

付 表 綴

(改定履歴表；本付表綴裏表紙に記載)

制定 平成 20 年 2 月 12 日

承認	作成
H20・2・12	H20・2・12

この付表綴は、制定又は改廃の承認日から発効する

制定・改訂履歴表				
改訂版番号	改訂理由と主な改定内容	改訂年月日	事務局印	承認者印
第1版	初版	H.11.11.15.		許田
第2版	環境方針と各規格内容との整合性を調整のため	H.11.12.15.		
第3版	環境推進委員会による全面見直し	H.12. 1.15.		
第4版	環境推進委員会による全面見直し (付表9 環境保全推進組織図 メンバーの変更等)	H.13. 5.31.		
第5版	環境推進委員会による全面見直し (付表9 環境保全推進組織図 メンバーの変更等)	H.14. 5.31.		
第6版	環境推進委員会による全面見直し (環境側面の見直し等)	H.14.12.13		
第7版	環境推進委員会による全面見直し (環境側面の見直し等)	H.16. 4. 5		
第8版	環境推進委員会による全面見直し (付表7・付表9変更)	H.16. 8. 9		
第9版	環境推進委員会による全面見直し (付表1変更)	H.16.12.13		
第10版	環境推進委員会による全面見直し (付表2・3・4・5・6・9変更)	H.17. 3.14		
第11版	環境推進委員会による全面見直し (付表6・8・9変更)	H.17. 4.11		
第12版	環境推進委員会による全面レビュー (付表6・9・10変更)	H.17.11.14		
第13版	環境推進委員会による全面レビュー (付表2・3・4・5・8変更)	H.18. 1.16		
第14版	環境推進委員会による全面レビュー (付表6・10変更)	H.18. 2.13		
第15版	環境推進委員会による全面レビュー (付表1・2・3・4廃止 5変更)	H.18.10. 7		
第16版	環境推進委員会による全面レビュー (付表10-2廃止 7・8・9・10-1・11変更)	H.18.11.13		
第17版	環境推進委員会による全面レビュー (付表5・6・8・9変更)	H.20. 2.12		

付表5 著しい環境側面登録一覧表

1. 通常、非通常時

INPUT

- ・燃料の使用管理 新規事業部・環境事業部・営業部・環境技術部 業務4課
環境開発部・江田島市環境センター
- ・紙の使用管理 環境開発部・営業部・総務部
- ・試薬（毒劇物、有機溶剤） 環境技術部 分析課

OUTPUT

- ・五日市車庫施設排水 環境事業部
- ・悪臭バキューム車 環境事業部
- ・車輛排ガス 環境技術部 業務4課
- ・産業廃棄物・・・五日市車庫グリストラップ汚泥 環境事業部
- ・特定施設からの排出水 環境技術部 分析課
- ・特定管理産業廃棄物の発生 環境技術部 分析課

2. リサイクル・リユース

- ・雨水のリサイクル・・・五日市車庫 環境事業部

3. 緊急事態

- ・収集運搬時の飛散及び流出 新規事業部・環境事業部
- ・水中ポンプ使用時の汚泥流出・漏洩 環境技術部 業務4課
- ・シンクへの有害物質の流出 環境技術部 分析課
- ・手順間違いによるシアンガスの発生 環境技術部 分析課

4. 外部

- ・環境美化 総務部・新規事業部

5. 力量

- ・正確かつ迅速な環境情報（測定結果）の提供 環境技術部 分析課
- ・環境技術部 分析課の著しい環境側面の原因となる可能性 環境技術部 分析課

付表6 法的及びその他の要求事項登録一覧表

要求事項種別	考慮した事項	環境側面	適用法令等	該当条文等	関係部門					制定年月日	最終改正日	施行日	届出等				測定・報告				順法状況								
					総務	営業	新規事業部	業1・2・3課	業務4課				環境技術部	環境開発部	新設	変更等		管理者		休業止		頻度	報告		記録	その他	行動内容 / 実施内容	チェック欄	
																要否	年月日	要否	年月日	要否	年月日		要否	年月日					要否
共通		環境基本法	第4条「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」 第6条「事業者の責務」							H5/11/19 法律第91号	H19/6/13 法律第83号	公布日から半年以内												要	要		当社の「環境マネジメントシステム」の実行		
		計量法	第10条「正確な計量」 第16条「使用の制限」 第19条「定期検査」 第116条「計量証明検査」							H4/5/20 法律第51号	H18/3/31 法律第10号	H18/4/1	要	要	要	要										・検定、計量証明検査、計量証明設備台帳による機器の管理			
資源・材料	電力、水、燃料、紙類、薬品、試薬等	毒物及び劇物取締法	第3条「禁止規定」 第11条「毒物又は劇物の取扱」 第12条「毒物又は劇物の表示」							S25/12/28 法律第303号	H13/6/29 法律第87号	公布日から一月以内	要	要	要	要										・施設のできる薬品庫・冷暗所に保管すべきものについては施設のできる室内の冷蔵庫等で保管(記録様式「錠-1」) ・保管、使用量の管理(記録様式「化-1」) ・MSDS			
		化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	第14条「使用の制限」							S48/10/16 法律第117号	H17/4/27 法律第33号	H17/10/1					年1	要	要										
		消防法(危険物)	第10条「指定数量」～第16条9「危険物」								S23/7/24 法律第186号	H19/6/22 法律第93号	公布日から2年以内	要	要	要	要										・指定数量未満での保管・管理を実施 ・(甲種・乙種)危険物取扱者の育成		
		放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第3条の2「使用の届出」 第15条「使用の基準」 第16条「保管の基準等」 第20条「測定」 第21条「放射線障害予防規定」 第22条「教育訓練」 第23条「健康診断」 第25条「記録」 第30条「所持の制限」 第32条「事故届」 第33条「危険時の措置」 第34条「放射線取扱主任者」 第36条「放射線取扱主任者の義務」 第36条の2「定期講習(放射線取扱主任者)」							S32/6/10 法律第167号	H19.5.11 法律第38号	改正部分については核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行															・当社の放射線障害予防規定による管理を行う		
水系	排水	広島県環境基本条例	第6条「事業者の責務」							H7/3/15 条例第3号	H17/7/6 条例第37号	H17/7/6																	
		広島県生活環境の保全等に関する条例	第36条「有害物質の地下浸透の禁止」 第76条「化学物質の適正管理」 第86条「産業廃棄物排出事業者の責務」							H15/10/7 条例第35条	H17/7/6 条例第37号	H17/7/6																	
		下水道法	第12条2「特定施設からの下水の排除の制限」 3「特定施設設置等の届出」 4「特定施設の構造等の変更の届出」 9「事故時の措置」 12「水質の測定義務」							S33/4/24 法律第79条	H17/6/22 法律第70号	公布日から六月以内	要	要	要	要		年12				要						・特定施設の設置の届出 ・排出水の自主測定結果記録(記録様式「排-1」) ・下水道局立入検査記録	
		広島市下水道条例	第13条「特定事業場からの下水の排除の制限」							S47/10/6 条例第96号	H17/12/21 条例第169条	H18/4/1	要	要	要	要													
		浄化槽法	第8条「保守点検」 第9条「清掃」 第10条1「保守点検・清掃」 第10条3「委託」 第35条4「許可」 第48条「登録」							S58/5/18 法律第43条	H18/6/21 法律第92号	公布日から一年以内																・要求事項の実行	
大気	悪臭	広島県生活環境の保全等に関する条例	第7条「規制基準の遵守義務」 第10条「事故時の措置」 第14条「国民の責務」							H15/10/7 条例第35条	H17/7/6 条例第37号	H17/7/6																・バキュームの脱臭装置にマスクング剤を使用(業務1・2・3課) ・ドラフトの点検を行う(環境技術部) ・近隣からの苦情を0件にする(環境技術部)	
		悪臭防止法	第7条「規制基準の遵守義務」 第10条「事故時の措置」 第14条「国民の責務」							S46/6/1 法律第91号	H18/6/2 法律第50号	改正部分については一般社団・財団法人法の施行の日から施行																	
廃棄物	廃棄物の収集・運搬・処理・処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第3条「事業者の責務」 第7条の9「一般廃棄物処理業」 第12条の2「事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理」 第12条の3「産業廃棄物管理票」 第12条の11「帳簿の備付けと保存」 第14条の8「産業廃棄物処理業」							S45/12/25 法律第137号	H18/6/2 法律第50号	改正部分については一般社団・財団法人法の施行の日から施行	要	要	要	要	年1	6月30日	要	要								・「廃棄物処理受委託管理要領書」の実行 ・一般廃棄物処理業に係る許可証 ・特別管理産業廃棄物処理票、記録様式「技廃-1」、「技廃-2」による管理(環境技術部) ・産業廃棄物処理業に係る許可証 ・産業廃棄物運搬車の表示(業者名・許可番号)及び許可証の写しと manifests の備え付け	
		広島市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第4条「事業者の責務」							S47/3/31 条例第19号	H18/3/29 条例第38号	H18/7/1																	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	第4条「事業者の責務」							H3/4/26 法律第48号	H14/2/8 法律第1号	H14/2/8																・パソコン・複写機等の再利用、再資源化の実施	
その他の要求事項		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第4条「事業者及び消費者の責務」							H7/6/16 法律第112号	H18/6/15 法律第76号	H19/4/1															・ビン・カン・ペットボトル等、分別回収の実施		
		株宇部スチール	環境方針及び労働安全衛生方針へのご協力をお願い							H18/11/28			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						・株宇部スチールの環境方針の順守 ・構内の走行速度は20km/h以下のこと ・駐車は、指定の駐車場に駐車すること ・運転は交通法規を守り、安全運転すること ・四輪車の運転者(同乗者を含む)はシートベルトを着用すること ・構内交通規則を順守すること ・「安全フェック・安心カード」への記入 ・株式会社カワサキの環境方針の順守	
		株カンサイ	環境マネジメントシステムに関する協力をお願い							H19/2/5			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						・特別管理廃棄物・特定有害廃棄物は、計量証明書又はMSDSにより確認 ・搬入時は事前に確認のうえ受付を経由し担当者の指示に従うこと ・遵法について ・廃棄物に関する法律が年々改訂される為、契約書・manifest等の確認をする ・環境保全活動・環境負荷削減について ・アイリグストップ、グリーン購入推進など、環境負荷の軽減に努める	
合人社グループ	環境方針の順守							H19/10/3			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						・合人社グループの環境方針の順守 ・作業基準は浄化槽法に基づき行うこと ・点検を行う際は、関連する各種法令、官公庁の規制や指示など順守し、法流水の水質に関する浄化槽法、公害防止法を順守すること			

付表7 環境情報入手・発信登録処理表 (1/1)

処理番号	号
------	---

[1] 情報入手・発信等

情報入手・発信経路	外部情報	総務課 部門名()
	内部情報	EMS 事務局 部門名()
	法律等要求事項	EMS 事務局
情報入手・発信先		
情報入手・発信日付	年 月 日	
情報入手・発信記録者		

[2] 本登録表の内容(従前の当該情報の相違点等)

添付資料:

[3] 関連部署へ回付(関連部門は部門内責任者が署名)

配布先	総務、環事(業1~3)、環技(業4)、営業、新事、環技、環開
-----	--------------------------------

[4] 関連部門の回答又は情報

トップマネジメントとの協議(要・否) 添付資料(有・無)					
関連部門内責任者	署名	印	起案	年 月 日	
	署名		印	受取	年 月 日
			印		年 月 日
			印		年 月 日
			印		年 月 日
			印		年 月 日
			印		年 月 日
環境管理責任者	署名	印	承認・確認	年 月 日	
EMS 事務局	署名	印	処理	年 月 日	

保存期間(3年)

付表 8 環境目的・目標一覧表

環 境 方 針		年 度 目 標			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	
目 的	部 門				
(1) 地球温暖化防止と天然資源の有効利用のため、電力、水、燃料、紙類の使用管理に努める。					
電力の使用量を管理する。	平成17年度実績を上回らないように管理	全体	H17年度実績を上回らないように管理	同左	同左
浄水の使用量を管理する。	平成17年度実績を上回らないように管理		H17年度実績を上回らないように管理	同左	同左
車両用燃料の使用量を管理する。	平成17年度実績を上回らないように管理		H17年度実績を上回らないように管理	同左	同左
コピー用紙の使用量を管理する。	平成17年度実績を上回らないように管理		H17年度実績を上回らないように管理	同左	同左
(2) 薬品、試薬等で人間や生物にとって有害な物質の管理を徹底する。					
有害化学物質の管理を徹底する。	毎日の施錠確認を100%行う	環境技術部 分析課	当該部門において策定する		
試験室の火災・地震・手順間違い等による汚染物質の流出の防止に努める。	特定教育を年1回、及び緊急事態訓練を年2回行う				
(3) 排水、悪臭が環境に影響を与えないよう諸法令を順守する。					
本社の排水の管理を徹底する。	排水基準の4割以下の管理を行う	環境技術部 分析課	当該部門において策定する		
悪臭の管理を徹底する。	苦情件数を0件とする	環境事業部 業務1・2・3課 環境技術部 分析課	当該部門において策定する		
(4) 社内からの廃棄物は発生を抑制し、分別を徹底し、資源化に努め、排出量を低減する。					
廃棄物の排出量を低減する。	本社から発生する廃棄物は、リサイクルに努めると共に、排出量を平成20年度において、平成17年度比で約3%削減する	全体	H17年度実績の1%低減	前年度目標値の1%低減	前年度目標値の1%低減
紙類・ビン・缶・ペットボトル・金属くず他のリサイクルを徹底する。	廃棄物のリサイクル率を、平成20年度において、平成17年度実績より約3%増加させる		H17年度実績の1%増加	前年度目標値の1%増加	前年度目標値の1%増加
(5) 廃棄物収集・運搬時の飛散・流出防止のための管理を徹底する。					
収集運搬時の飛散・流出の防止に努める。	特定教育を年1回、及び緊急事態訓練を年2回行う	環境事業部 業務1・2・3課 新規事業部	当該部門において策定する		

付表 9 環境保全推進組織図

トップマネジメント	社 長	大森 雄嗣
	専 務	大森 雄男

環境推進委員会						
委員長 環境管理責任者						
構成員 部門内責任者(部課長)						
総務部	環境技術部	環境技術部 業務4課	環境事業部 業務1~3課	営業部	新規事業部	環境開発部
小川 哲次郎	小幡 彰	杉本 敏昭	市川 幸弘	高野 一雄	高野 一雄	空 明輝

部門内事務局(部門内責任者指名)						
総務部	環境技術部	環境技術部 業務4課	環境事業部 業務1~3課	営業部	新規事業部	環境開発部
内須 田山 直和 樹宏	児 玉 泉	大森 彩恵	田 中 玲子	内 田 浩子	松友 森真 下由 紀子	豊井 隈美 美沙

環境管理責任者 (社長 任命)
許田 宗文

内部環境監査委員会 (社長 任命)	
主任内部環境監査員	木村 真二
内部環境監査員	友田 八郎
内部環境監査員	内田 浩子
内部環境監査員	平塚 広
内部環境監査員	上村 賢治
内部環境監査員	片岡 勝樹
内部環境監査員	長上 誠二
内部環境監査員	勝田 陽子

EMS事務局 (環境管理責任者 任命・統括)	
主任事務局員	須山 和宏
事務局員	内田 直樹
事務局員	齊藤 孝幸

付表 1 1 環境に関する対象計器一覧表

1 . ゴミ計量用はかり

上皿自動秤 形式 ヤマト 2 0 k g

仕様 1 k g ~ 2 0 k g 最小メモリ 5 0 g

台数 1 台

2 . 寒暖計

3 . その他環境に関する対象計器（計量証明に関する測定機器）

別紙「計量証明用設備の名称、性能、用途及び数量」一覧表による。